## 特定非営利活動法人(NPO法人)の保証取扱いのご案内

中小企業信用保険法の改正に伴い、平成 27 年 10 月 1 日から特定非営利活動法人(NPO 法人) が信用保証制度の対象となりました。

1 対象となる特定非営利活動法人(NPO法人)

次の規模要件を満たす特定非営利活動法人(NPO 法人)で、保証対象業種を営む者がご利用いただけます(雇用関係がないボランティア等は従業員に含まれません)。

業種	常時使用する従業員数
製 造 業	300人以下
サービス業・卸売業	100人以下
小 売 業	50人以下

## 2 利用できる保証制度

原則として、地方公共団体の制度も含め、ほとんどの保証制度が利用できます。 ただし、ご利用いただけない保証制度もありますので、詳細は当協会までお問い合わせください。

- 3 取扱開始期日 平成27年10月1日
- 4 対象資金 事業活動のための資金に限ります。
- 5 その他詳細については、下記までお問い合わせください。

山梨県信用保証協会

保証部 保証推進課

TEL: 055-235-9701 FAX: 055-232-0166

フリーダイヤル: 0120-970-260

E-mail: shinpo-yamanashi@rondo.ocn.ne.jp